

政治資金監査の質の向上について

～登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言～

1. 背景

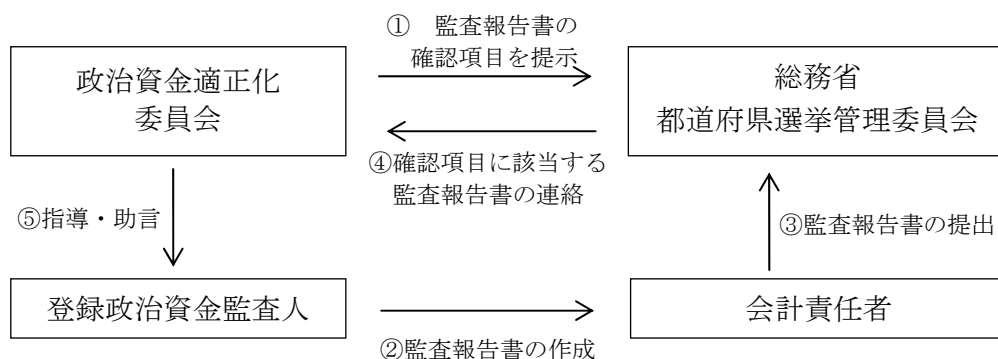
収支報告書や政治資金監査報告書に関して記載例からの逸脱事例等が散見される状況に対し、都道府県選挙管理委員会（以下「都道府県選管」という。）から「登録政治資金監査人を指導・育成し、不備のある収支報告書や政治資金監査報告書が提出されないようにしてほしい」等の要望を受けている。

これに対し、平成26年3月の「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」において個別の登録政治資金監査人に対して指導・助言を行う枠組みを示し、平成26年度の委員会で具体的な内容等について議論を行い、平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査から具体的な取組を開始することとした。

2. 個別の指導・助言の取組の概要

個別の指導・助言の取組は、都道府県選管及び総務省（以下「都道府県選管等」という。）に対して、政治資金監査報告書の記載状況等について報告を求め、当該報告に基づいて、関係する登録政治資金監査人に対して直接当委員会から個別に指導・助言を行うものである。詳細は以下のとおり。

【登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の取組（イメージ）】



【取組の目的】

政治資金監査報告書の記載状況等の改善につなげることで、政治資金監査に対する国民の信頼を確保するとともに、登録政治資金監査人に対して注意喚起を行うことで、政治資金監査のより適確な実施を図る。また、取組の結果、都道府県選管等における形式審査業務について、将来的には効

率化が期待できる。

【確認項目】

「政治資金監査報告書の基本的な構成に係るもの」と、「収支報告書（支出に係る分に限る。）上に金額の不整合があるもの」とで構成。

【報告を求める範囲】

都道府県選管等において収支報告書（定期分）に係る政治資金監査報告書の記載状況等について確認し、

ア 政治資金監査報告書の基本的な構成に係るものについては、都道府県選管等での形式審査の過程において記載例からの逸脱等の指摘がなされたにもかかわらず補正されなかったものに限って報告。

イ 収支報告書上に金額の不整合があるものについては、最初の受付時点で該当するものを報告。

ウ 確認項目以外であっても、個別の指導・助言が必要と都道府県選管等が考えるものについて報告。

注 当委員会への報告に当たって補正前の政治資金監査報告書等の写しの添付を求めている。

【委員会での取扱い】

個別の事例 1 件ごとに委員会で指導・助言の要否を審議・決定。

【個別の指導・助言の対象】

ア 確認項目に関する報告については、すべて個別の指導・助言の対象。

イ 確認項目以外に関する報告については、委員会において対応を判断。

【個別の指導・助言の手法】

委員会での審議後速やかに、対象となった登録政治資金監査人に対して、以下の文面の文書により個別の指導・助言を実施。

ア 確認項目については、該当した確認項目に応じた個別の指導・助言の文面

イ 確認項目以外については、当該報告内容に応じた個別の指導・助言の文面

【関係士業団体との連携・協力】

当委員会からの直接の指導・助言に加え、関係士業団体に対して、会員である登録政治資金監査人への文書の送付や広報誌等への掲載を依頼。

3. 平成 26 年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした取組における委員会の対応等

平成 26 年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした取組における報告事例についての委員会での対応等は、以下のとおり。

(1) 個別の指導・助言の実施件数

個別の指導・助言の対象とした事例	個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の人数	(参考) 逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数
ア 政治資金監査報告書の基本的な構成に係るもの	0人	0件
イ 収支報告書上に金額の不整合(計算誤り、表間不突合等)があるもの	17人	19件 (0.6%)
計	17人	19件 (0.6%)

注1 上記の実施件数とは、平成26年分の収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象に都道府県選管等よりなされた報告等に基づき、個別の指導・助言を実施した件数である。

2 個別の指導・助言の対象とした上記事例の収支報告書は、要旨の公表時には補正されている。

3 比率については、次の算式により算出。

$$\left(\frac{\text{個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数 (19件)}}{\text{要旨が公表された国会議員関係政治団体の平成26年分の収支報告書(定期分)の件数 (2,969件)}} \right)$$

(2) 個別の指導・助言の対象

ア 確認項目に関するもの
すべて個別の指導・助言の対象。
なお、以下の事例については対象外。

「収支報告書への金額の記載方法の誤り」

- ・ 明らかに金額の記載が漏れていたもの
- ・ 支出項目ごとの金額の合計は、「項目別区分」欄に記載した支出項目ごとにその最終ページの「合計」欄に記載することとされているが、各ページの「合計」欄に当該各ページに計上された支出の金額の小計を記載していたもの

【理由】

形式的には収支報告書上の金額に係る過誤であるが、軽微なものであり、実質的にみて収支報告書に係る確認項目に該当する(計算誤り、表間不突合等があった)とまではいえない。

イ 確認項目以外に関するもの

(ア) 政治資金監査報告書に関するもの

政治資金監査報告書に係る確認項目に関する報告の取扱いとのバランスに鑑み、都道府県選管等から指摘がなされたにもかかわらず補正されなかったものに限って対象とすべきであり、個別の指導・助言の対象外。

(イ) 収支報告書に関するもの

委員会としての統一性・公平性、初の取組であること等を勘案し、個別の指導・助言の対象外。

なお、平成27年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした取組（以下、「今回の取組」という。）において、以下の事例について報告があった場合は、原則として、個別の指導・助言の対象。

「都道府県選管の最初の受付時における、収支報告書の金額と領収書等の写し（領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書の写しを含む。）の金額との不整合」

【理由】

- ・ 会計帳簿と領収書等の整合性を外形的・定型的に確認するという政治資金監査の基本的性格から問題があり、政治資金監査の信頼性に影響を与えかねないものについては、個別の指導・助言の必要性は高いと考えられる。
- ・ 「政治資金監査の実施状況として、形式的に正しい収支報告書の前提となる、表計があっていないもの」についても個別の指導・助言の対象とするとの考え方にに基づき、収支報告書上の金額の不整合を確認項目としたことを考慮する必要がある。
- ・ 都道府県選管の最初の受付時に、収支報告書と領収書等の写しとの金額の不整合があった場合には、収支報告書の金額に影響が及ぶことになるので、政治資金監査の適正を確保するという観点からは、補正の有無にかかわらず、個別の指導・助言の対象とすべき。

(3) 個別の指導・助言の手法

個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人に対して、12月下旬以降、文書により、「政治資金監査マニュアルでは登録政治資金監査人に対して『収支報告書に計算誤りがないかどうかを検算して確認すること』等を求めており、今後は収支報告書上に金額の不整合がないかどうかを確認すること」等について注意喚起。